

事業計画（宮城県七ヶ浜町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

② 堤防高

平成 23 年 9 月 9 日に堤防高を公表※。

松島湾：T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

七ヶ浜海岸①：T.P. 5.4m（対象津波：明治三陸地震）

七ヶ浜海岸②：T.P. 6.8m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 11 月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

④ 平成 23 年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 11 月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成 24 年度の成果目標

- ・7 地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、

津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

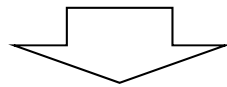
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
七ヶ浜町	菖蒲田漁港	343	護岸(胸壁)	6.10	6.80	—	H23.11	H24.12	策定予定	H25.4	着工予定	H26.3	完了予定	・概略設計 ・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整 等	
七ヶ浜町	花淵浜	263	堤防、離岸堤	5.00	6.80	完了	H23.11	H24.12	策定中	H25.3	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・概略設計、詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	菖蒲田	1,691	堤防、護岸、突堤、人工リーフ	5.00	6.80	完了	H23.11	H24.12	策定中	H25.2	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・概略設計、詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	松ヶ浜	469	護岸、離岸堤	6.20	6.80	完了	H23.11	H24.12	策定中	H25.2	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・概略設計、詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	仙台塩釜港 要害浦	1,032	護岸、胸壁、その他(樋門、陸閘)	2.19	4.30	—	H23.11	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	仙台塩釜港 東宮浜・代ヶ 崎浜	864	護岸、胸壁、その他(陸閘)	2.69	4.30	完了	H23.11	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	仙台塩釜港 代ヶ崎	1,359	堤防、護岸、離岸堤、その他(陸閘)	3.09	4.30	完了	H23.11	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・詳細設計	その他	用地の調整
七ヶ浜町	仙台塩釜港 花淵浜吉田 浜	1,067	堤防、その他(陸閘)	3.09	5.40	完了	H23.11	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・詳細設計	本工事	
七ヶ浜町	仙台塩釜港 湊浜	573	護岸、離岸堤	6.36	6.80	—	H23.11	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H26.3	完了予定	・詳細設計	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

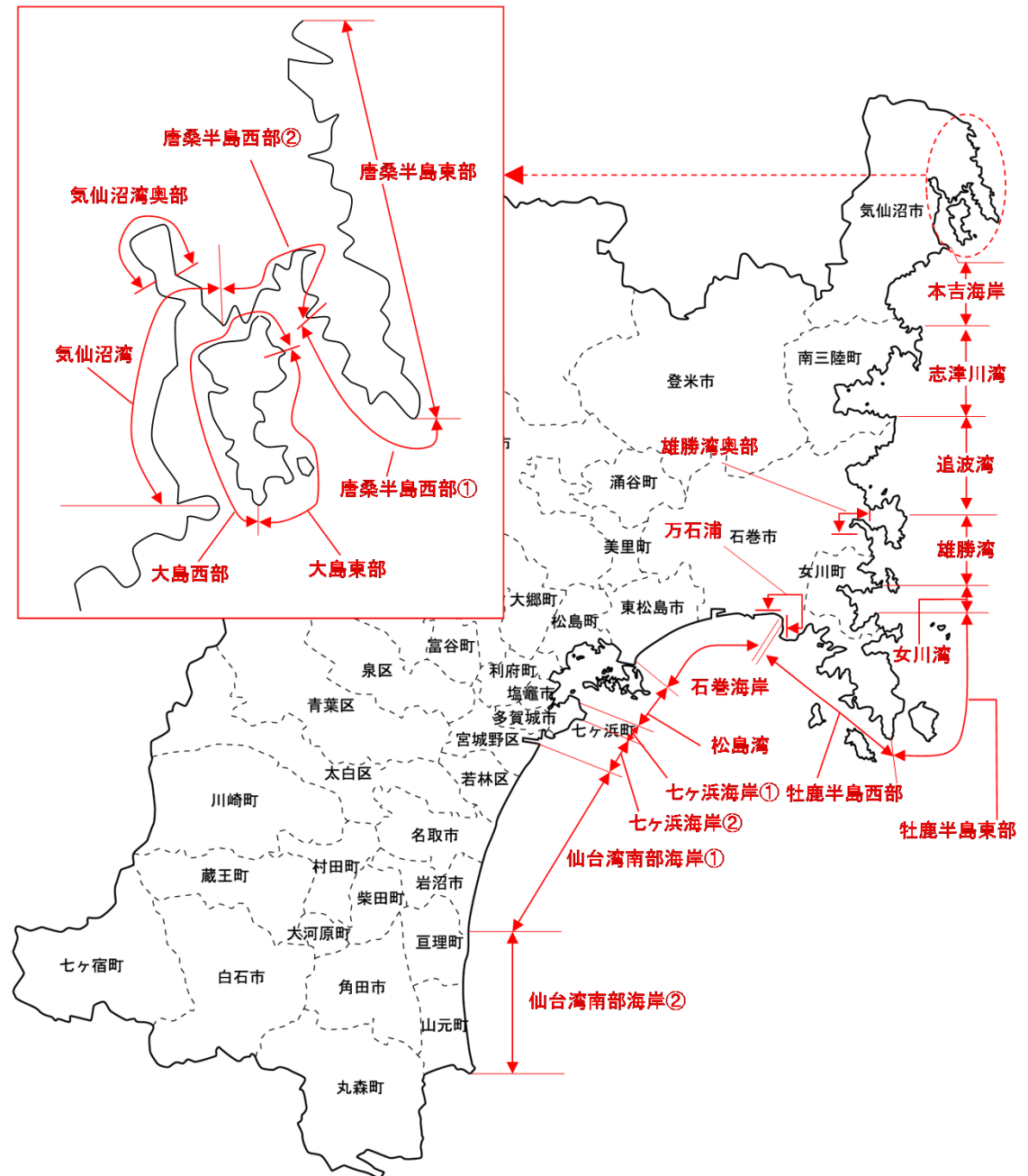
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系砂押川水系※¹旧砂押川の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、1箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備を終え着手。

なお、七ヶ浜町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度内に本復旧を完了させることを目標とする。

- ③ 平成23年度における成果

- ・全箇所（1箇所）で災害査定を完了
- ・全箇所（1箇所）で本復旧に着手

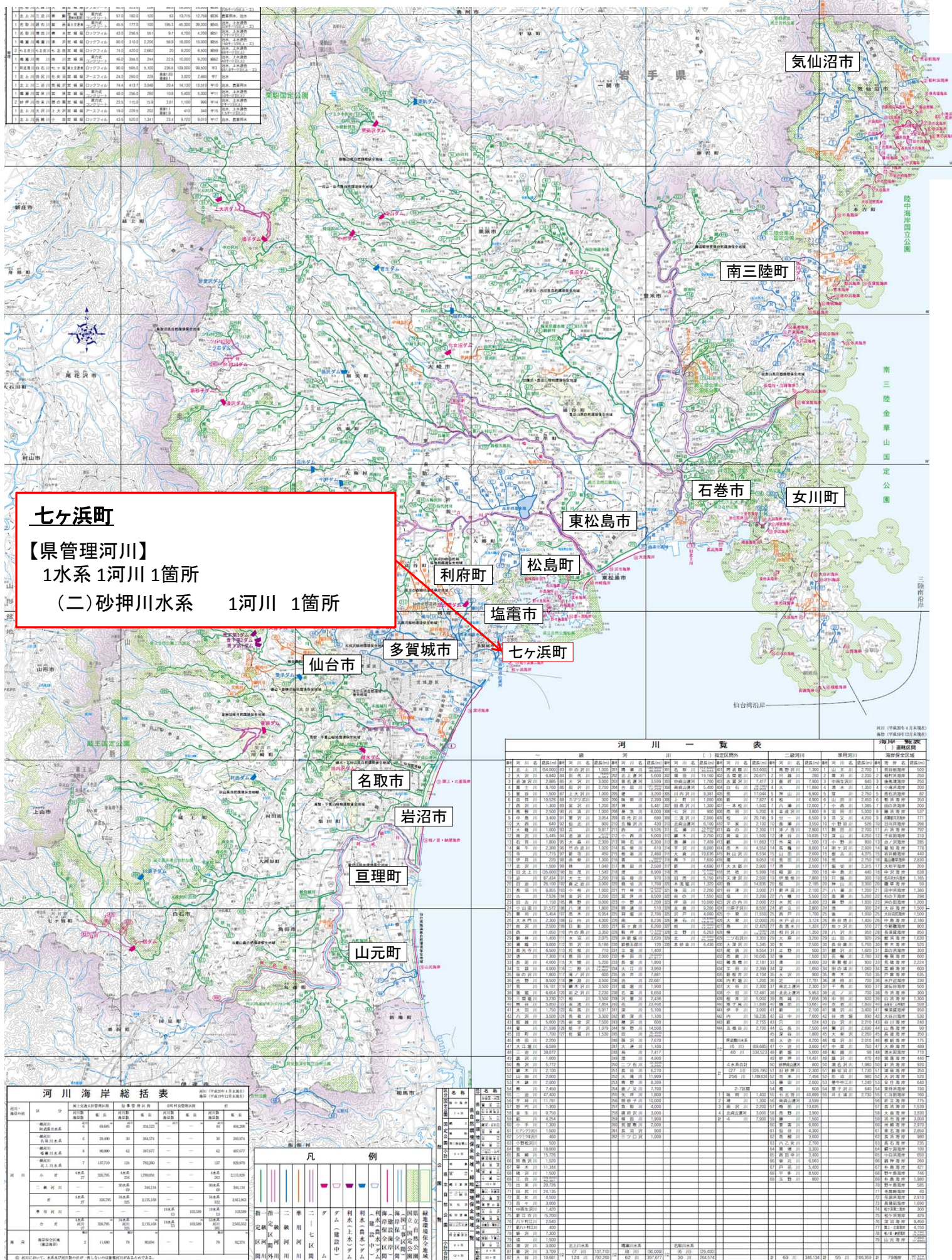
- ④ 平成24年度の成果目標

- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 全1箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

図面：宮城県提供



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 180ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

阿川排水機場、幹線排水路等の基幹的排水施設について実施済み。

○ 本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 2 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地（現在復旧中の農地を含む）約 40ha （阿川地区等）

○ 平成 25 年度からの 営農再開を目指す農地 約 140ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

4. 海岸防災林の再生

- ① 海岸防災林の林帯 6.1ha が被災。
- ② 樹木の植栽は、基盤造成が完了した箇所から順次実施し、概ね 10 年で完了見込み。
（保全対象：国道 58 号線、農地、人家（菖蒲田浜地区他））

- ① 箇所名：七ヶ浜地区（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 5ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 苗木の植栽は、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね 10 年で完了することを目指す。
（保全対象：県道、人家（菖蒲田浜地区他））
（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：2 漁港

被災漁港数：2 漁港

② スケジュール

七ヶ浜町内の各被災 2 漁港において、平成 23 年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成 25 年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：花渕浜字笹山地区外5地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜町立学校＞

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請または申請予定の5校と1施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的大規模な被害を受けた4校については、災害査定を終了し平成23年度内に事業着手し、平成24年度内に補修復旧を完了する。
- 甚大な被害を受けた七ヶ浜中学校については、本格復旧までの間、応急仮設校舎を計画的に進めつつ、校舎等の本格復旧に向けて、災害査定を終了し平成23年度からの事業着手（実施設計等）、平成26年度内の改築復旧完了を予定。
- 甚大な被害を受けた七ヶ浜町学校給食センターについては、平成23年度に災害査定を受け、平成24年度から事業着手（基本設計・実施設計等）し、平成25年度内の移転改築復旧完了を予定。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校については、比較的軽微な被害にとどまったことから、平成23年度内の事業着手し、うち1校は復旧完了したが、他の1校は平成24年5月

末日の復旧完了を目標として現在施工中である。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜公立社会教育施設＞

- 甚大な被害を受けた七ヶ浜町中央公民館及び七ヶ浜国際村については、平成23年度内に事業着手し復旧完了した。
- 甚大な被害を受けた七ヶ浜町亦楽地区公民館（図書センター）については、平成23年度に災害査定を受け、平成24年度内に被災した施設の解体を先行し、移転先については今後、七ヶ浜町の前期復興計画を踏まえながら総合的に検討を行い、速やかな復旧を目指す。
- 中央公民館施設内部の空調設備、非常用電源の整備などについては、災害査定を終え速やかに整備するとともに、応急仮設住宅敷地となっている中央公民館敷地内のパターゴルフ場について、応急仮設住宅撤去後、七ヶ浜町の前期復興計画も踏まえ速やかに本格復旧する。
- 比較的軽微な被害に留まる社会教育施設について、平成23年度に事業着手、完了した。

＜公立社会体育施設＞

- 甚大な被害を受けた七ヶ浜健康スポーツセンターについては、平成23年度に災害査定を受け事業着手しており、平成24年度内に復旧完了をする予定。
- 七ヶ浜町体育施設の復興事業について、建物施設改修、改築、グランド天然芝生及び人工芝生化を図り、フェンス等の改修、照明等のLED化など施設全体について七ヶ浜町前期復興計画を踏まえ早期復旧を目指す。
- 比較的軽微な被害にとどまる社会教育施設について、平成23年度に事業着手し完了した。

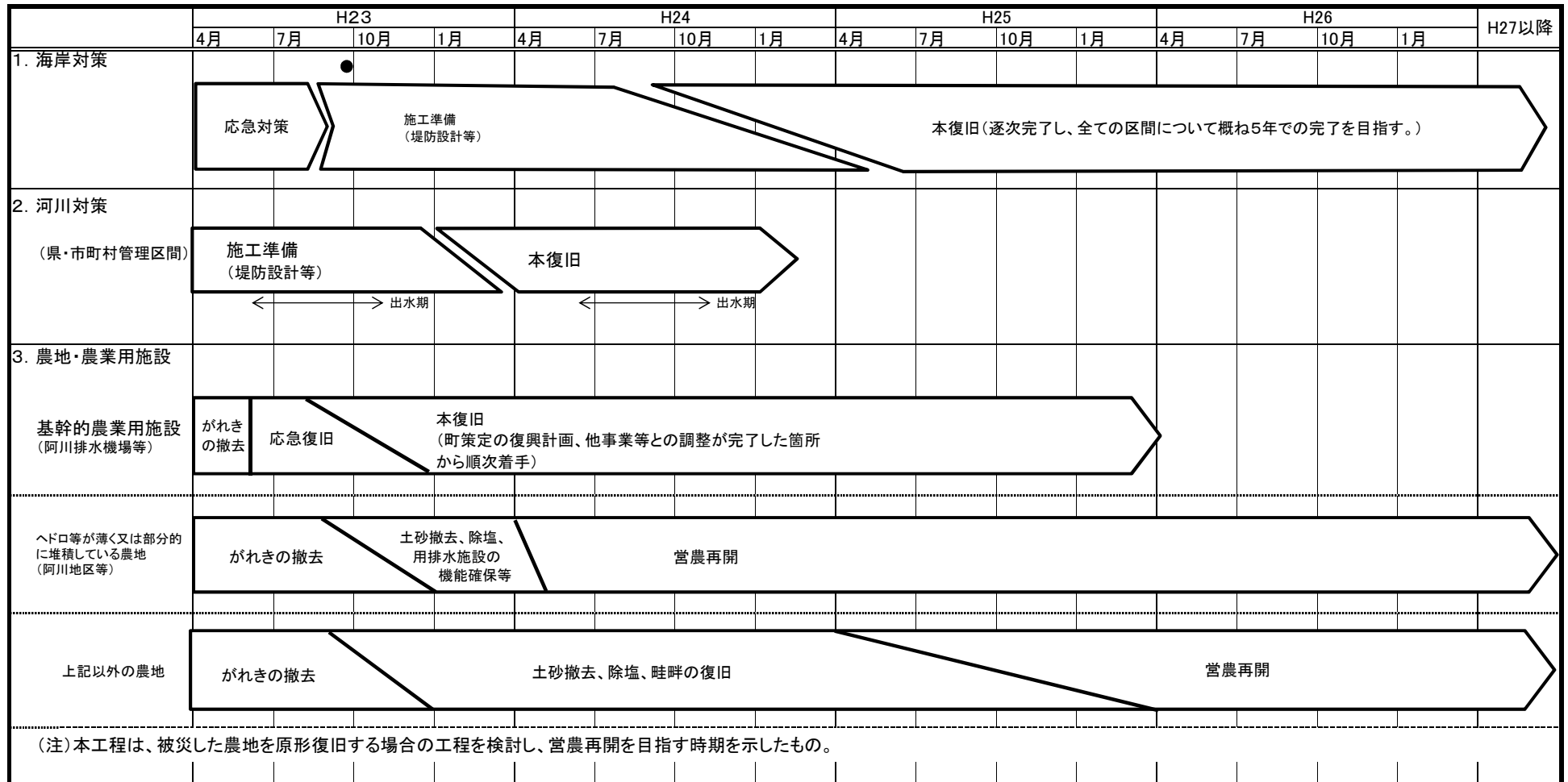
8. 土砂災害対策

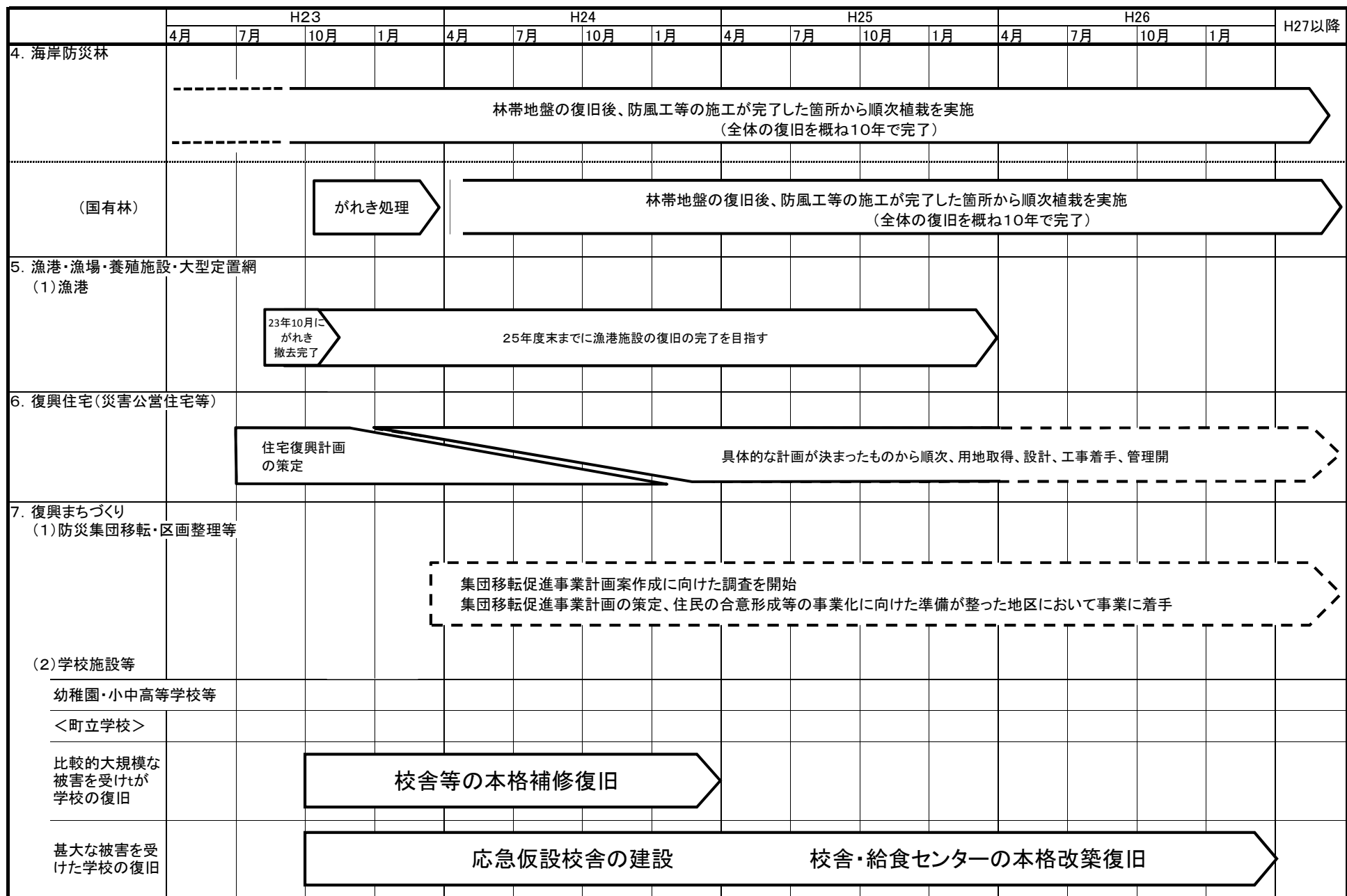
- ① 平成23年8月末までに、町内約50箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度5強を観測した七ヶ浜町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（333 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は損壊家屋等解体以外の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年 6 月を目途に完了させる。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、損壊家屋等解体以外の災害廃棄物は 99%仮置場への移動を完了している。損壊家屋等解体を含めた全ての災害廃棄物は 79%仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を平成 24 年 1 2 月を目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県七ヶ浜町)





	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<町立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧			施設の本格復旧														
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧			復旧計画実施準備・施設本格復旧														
<町立社会体育施設>																	
甚大な被害を受けた施設の復旧			施設の本格復旧														
社会体育施設の町復興計画による復旧等			復旧計画実施準備・施設本格復旧														
8. 土砂災害対策																	
	土砂災害危険箇所 の点検等																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																
9. 災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)														(木くず、コンクリートくずの再生利用)		